

2025年度 実習指導者講習会開催要項

主催：一般社団法人 千葉県社会福祉士会
後援：公益社団法人 日本社会福祉士会
一般社団法人 日本ソーシャルワーク教育学校連盟

2012年4月から実習指導者の要件と、実習指導者を養成するための講習会の受講が義務付けられています。2021年から社会福祉士の養成カリキュラムが新しくなり、社会福祉士会が実施する実習指導者講習会は、2022年度より新カリキュラムに対応した内容となっています。下記の日程で、2025年度社会福祉士実習指導者講習会を開催しますのでご案内します。本講習会は実習指導者の要件を満たす講習会として厚生労働省に届け出たものです。

※天候や感染症拡大等の影響によっては、開催日程の中止または延期になる場合もございます。予めご了承ください。

日程・会場・定員・内容

日程	2025年11月22日（土）～11月23日（日）
会場	千葉県社会福祉センター 2階研修室C 住所：260-0026 千葉県千葉市中央区千葉港4番5号 交通：JR「千葉駅」東口より徒歩20分・JR「千葉みなと駅」より徒歩10分 千葉都市モノレール「市役所前」より徒歩5分
定員	30名
社会福祉士を対象とした2日間の研修 (実習指導概論、実習マネジメント論、実習プログラミング論、実習スーパービジョン論の4科目構成)	

研修プログラム

【1日目】

10:00～10:10	オリエンテーション/開講式
10:10～12:10	実習指導概論（講義2時間）
12:10～12:50	昼食・休憩
12:50～14:50	実習マネジメント論（講義2時間）
14:50～15:00	休憩
15:00～18:00	実習プログラミング論（講義3時間）

【2日目】

10:00～17:50	実習スーパービジョン論（講義・演習7時間）※途中に昼食・休憩あり
17:50～18:00	閉講式/修了証授与

申し込み方法等

1. 受講対象者・資格

社会福祉士であること。

受講資格（社会福祉士）を確認しますので都道府県社会福祉士会会員以外の方は「社会福祉士登録証」のコピーの提出をお願い致します。送付方法の詳細は改めてお知らせ致します。

2. 受講費（テキスト代は含みません。）

都道府県社会福祉士会会員：10,000円 その他の社会福祉士：15,000円

※入会手続き中の場合は会員扱いとなります。

（本研修申し込み時点で日本社会福祉士会へ入会関係書類を送付済みであること）

3. 申込方法

①グーグルフォームに必要事項をご入力の上、お申込ください。

<https://forms.gle/JzYQrMGs4Wf7QkqE6>



②お申込みは先着順ではありません。申込受付期間終了後、受講者を決定します。

③受講定員を超えた場合は、原則会員を優先し、実習指導との関わり、社会福祉士資格取得年等を考慮し受講者を選考します。実習指導経験のある方、今後実習指導をする予定の方は、申込フォーム中「実習指導予定について」の項目に「実習指導予定あり」を選択の上お申込ください。

4. 申込受付期間

8月1日（金）10:00～9月15日（月）

申込受付期間外のお申込は受け付けられませんので、必ず上記期間内にお申込ください。

5. 受講可否の通知

受講可否は10月中旬までに文書にてご連絡します。あわせて会場案内、受講費の納入方法、キャンセルの扱い、テキストの購入等についてもご案内します。

6. 宿泊・昼食

各自手配をお願いします。昼食等のゴミは必ず持ち帰りをお願い致します。

7. 申込上のご注意

①受講申込フォームは、入力間違いや記入漏れのないようお願い致します。

②受講申込の【氏名・生年月日・住所】は修了証に記載される事項で、厚生労働省より指定されていますので、必ず間違いのないようにご入力ください。

8. 研修テキストについて

『新版 社会福祉士実習指導者テキスト』（中央法規出版、2022年）を講習会テキストとして位置づけています。原則、実習指導者講習会当日までに『新版 社会福祉士実習指導者テキスト』をお読みください。テキスト購入方法については受講決定時にご案内します。

9. 修了の認定

①本研修は実習指導者となるための認定研修となります。全科目的受講が修了認定の条件となります。
遅刻・早退がある場合は修了とはなりません。

②修了者には、研修終了後に修了証を発行します。教育機関等から修了証の提示を求められる場合がありますので大切に保管してください（修了証の再発行はいたしません）。

10. 研修単位について

本研修は、認定社会福祉士認証・認定機構から社会福祉士を基礎資格として活用する制度における資格研修として指定された研修です。

科目の区分：認定社会福祉士／共通専門／サービス管理・人材育成・経営系科目群Ⅰ

科目名：人材育成系科目Ⅰ 単位数：1単位

【参考】社会福祉士に関する科目を定める省令に規定された実習指導者の要件は以下のとおりです。（実習指導者講習会の受講要件ではありません）

「社会福祉に関する科目を定める省令 第四条八号」

実習施設等におけるソーシャルワーク実習（市町村においてソーシャルワーク実習を行う場合を含む。）を指導する実習指導者は、社会福祉士の資格を取得した後、相談援助の業務に3年以上従事した経験を有する者であって、かつ、実習指導者を養成するために行う講習会であって厚生労働大臣が別に定める基準を満たすものとしてあらかじめ厚生労働大臣に届け出られたものを修了した者であること。

11. 備考

車椅子を利用する等、受講にあたって配慮が必要な方は、申込フォームの「その他」欄にその旨を記載の上、お申込ください。

【お問い合わせ】

一般社団法人千葉県社会福祉士会 事務局

260-0026 千葉県千葉市中央区千葉港4-5

千葉県社会福祉センター5階

電話：043-238-2866 FAX：043-238-2867

メール：office@cswchiba.com